

# 第5章 施策の推進体制

## 1 推進体制

本ビジョンの計画を着実に推進していくため、水道局内に「(仮称) 経営改善委員会」を設置して、進ちょく状況を管理するとともに、「上下水道事業経営懇話会」に報告し、その達成度を毎年、広報誌やホームページ等を通じて公表していきます。

また、社会経済情勢や法令、制度の改正などの企業外部環境の変化に応じて、必要な改善や見直しを行いながら目標の管理を行っていきます。

### (1) (仮称) 経営改善委員会の設置

上下水道事業の中長期的な展望に立った経営戦略に関する事項や事業の適正かつ合理的な運営に関する事項について審議検討するため、公営企業管理者をトップとする「(仮称) 経営改善委員会」を設置し、本ビジョンにおける実現方策の実施状況を定期的に評価、検証し、その結果を基にビジョンや個別計画の見直しを行っていきます。

### (2) 進ちょく管理

本ビジョンで示した方向性に沿って、計画的に施策の展開を図るため、① 施策 (Plan)、② 実現方策の実施 (Do)、③ 成果指標の評価・検証 (Check)、④ 改善・見直し (Action) という手順を繰り返すことにより、目標を着実に達成していくとともに、事業の改善、向上に努めていきます。

